

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

開会日	令和6年3月13日（水）午前9時30分
閉会日	令和6年3月13日（水）午後3時10分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 議場
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 山田けんたろう 委 員 伊藤真規子 大島令子 おくだけんじ 川合ともゆき 木村さゆり ささせ順子 田崎あきひさ 富田えいじ にしだ亮太 野村 弘 水野勝康 山田かずひこ わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	2 人
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 佐藤有美 市長公室長 日比野裕行 総務部長 加藤英之 次長 福岡隆也 財政課長 井上隆雄 暮らし文化部長 門前 健 <div style="text-align: right;">計6人</div>
職務のため出席した者の職氏名	議長 岡崎つよし 議会事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

委員長 令和6年2月22日の予算決算委員会にて各分科会に送付した議案14件について分科会長の報告を求める。

総務くらし建設分科会長

審査経過の報告

議案第2号（総務くらし建設分科会送付分）

議案第4号

議案第7号

議案第8号

議案第10号（総務くらし建設分科会送付分）

議案第12号

議案第15号

議案第16号

※審査経過の詳細は[予算決算委員会総務くらし建設分科会会議録参照](#)

総務くらし建設分科会長報告に対する質疑 なし

教育福祉分科会長

審査経過の報告

議案第2号（教育福祉分科会送付分）

議案第3号

議案第5号

議案第6号

議案第10号（教育福祉分科会送付分）

議案第11号

議案第13号

議案第14号

※審査経過の詳細は[予算決算委員会教育福祉分科会会議録参照](#)

教育福祉分科会長報告に対する質疑 なし

議案第2号令和6年度長久手市一般会計予算

討論

反対討論 なし

賛成討論

川合委員 多くの事業を行うにあたり、老若男女の市民全体、全世代に向けた市民サービスを低下させることの無いよう要望する。市民の声を聞き、市民の今を支え、まちの未来を創る新たな市政に期待し、賛成とする。

反対討論

わたなべ委員 自治体業務システムの統一・標準化に伴うシステム改修等委託費が計上されている。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方自治体情報システムを、国が定める標準化基準に適合させる義務が課され、2025年までに、国がガバメントクラウド上に構築した標準準拠システムに移行することとされた。しかし、自治体の独自施策の上乗せ等を維持するにはオプション機能の追加が必要であり、市の費用負担が増えることになる。地方自治体業務システムの統一・標準化とガバメントクラウドへの移行は、地方自治体の主権が問われるため反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第3号令和6年度長久手市国民健康保険特別会計予算

討論

反対討論

わたなべ委員 地方自治体業務システムの統一・標準化とガバメントクラウドへの移行で、自治体独自の住民サービスが実施できるのかが重要な焦点になっている。住民サービスのあり方は、採算ではなく、住民の命、暮らし、権利の保障を第一に決めることが大前提であり、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第4号令和6年度長久手市土地取得特別会計予算

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第5号令和6年度長久手市介護保険特別会計予算

討論

反対討論

わたなべ委員 令和6年度予算は令和5年度に比べて1億7,873万9,000円の増額となった。市の現在の介護保険料は県内で高い方から22番目であり、次期の保険料も値上げの傾向である。市独自の減免の仕組みを作り、低所得者への保険料の引き下げを求め、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第6号令和6年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算

討論

反対討論

わたなべ委員 令和6年度予算は令和5年度に比べて7,328万2,000円の増額となった。物価高騰の下、年金は目減りしており、後期高齢者医療費の窓口負担の倍増により受診抑制が懸念される状況の中、国庫負担の比率は減っているため、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 7 号令和 6 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 8 号令和 6 年度長久手市下水道事業会計予算

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 11 号令和 5 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 12 号令和 5 年度長久手市長久手市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 13 号令和 5 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 14 号令和 5 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 15 号令和 5 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 16 号令和 5 年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

＜午前 10 時 27 分休憩＞

＜午前 10 時 40 分再開＞

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

議案第 10 号令和 5 年度長久手市一般会計補正予算（第 12 号）

委員長 議案第 10 号については所管ごとに分科会に送付して審査を行い、先ほど各分科会長から報告があったところだが、第 2 条により追加されている繰越明許費補正「歴史民俗体験施設整備事業」の中には、古民家の解体工事費等、古民家に関わる事業費が含まれている。

3月8日の本会議にて市長から、「古戦場公園への古民家の移築中止についての判断及びそれに基づく、本定例会における一連の発言は撤回する」との発言があった。この発言は議案第10号の繰越明許費補正にも関係するため、市長からの説明を求める。

市長

議案第10号については、古民家の移築をしないという前提で審査していただいたが、事情が変わったので説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文化財の保護に関することは教育委員会の職務権限であり、条例を定めることで市長が管理執行することができるように規定されている。本市はその条例を制定していないため、これまで補助執行という形で、市長部局の職員が職務を行ってきた。ただし地方自治法の規定では、補助執行ができるのはあくまで市長部局の職員であり、今回、市長である自分が古民家の移築中止を判断したのは適切ではなかった。よって、古民家の移築中止の判断とそれに基づく一連の答弁を撤回し、今後は法令に則って、古民家移築事業に関することは教育委員会に委ねることとする。

委員長

今の市長の発言を受け、分科会での審査以降、採決に影響を及ぼす状況変化があったことから、再審査の必要があると考える。

長久手市議会予算決算委員会及び分科会に関する要綱第9条により、分科会に送付せず、本委員会で再審査をすることとしてよいか。

<異議なし>

委員長

これより質疑に入る。

まず私から確認したいことがあるので、発言の許可を願う。

副委員長

(発言許可)

なかじま委員

古民家移築事業に関することは教育委員会に委ねるとのことで、今後予算が必要になる教育委員会からは、何らかの方針が示されているのか。

市長

まだ今回の事情を教育委員会に説明できていない状況であり、現時点で方針は決まっていない。

山田(か)委員

古民家の解体・移築については、デジタル田園都市地方創生推進交付金2,500万円の交付を受ける予定であったが、2月6日の市長の古民家移築中止発言により、令和5年度の申請時期を逃し、申請できなかった。令和6年度に交付金の申請をすることとして、受理されなかった場合はどのように財源を確保するのか。

市長

まだ教育委員会の方針が決まっていないため、財源の確保をどの

ように行うかも現時点では答えられない。

山田(か)委員 教育委員会の方針が示されていないことは分かる。しかし今回の中止発言で最も被害を受けたのは古民家の寄附者だと思う。早急に解体・移築して土地を返すため、当初の予定どおりの事業ができるような財源確保策を、並行して進めておく必要があるのではないか。

市長 古民家の寄附者にできる限り早く土地を整地してお返しする必要があることは、市として十分認識しているが、教育委員会に職務権限があるため、まずは教育委員会に話をして方針を決めていただくことになる。

大島委員 前市長の任期中、前副市長から議員に対して古民家の移築に関するさまざまな方針の説明が幾度もあった。前市長も、越権行為を行っていたということか。

市長公室長 古民家移築に関する方針はこれまでいろいろ変わってきているが、前市長のときはその都度、前副市長が議員の皆さんに説明をしてきた。教育委員会の事務を市長部局の職員が補助執行という形で行っており、市長部局の職員というのは、市長の補助機関である副市長以下の職員のことである。方針変更の際は当然、教育委員会にも状況の説明と報告をしてきている。

委員長 副市長以下の職員が補助執行できるという法の規定がある中で、前副市長の行為が越権であったかどうかについて答弁願う。

市長公室長 副市長以下の職員で決めてきた方向性について、最終的な判断は教育委員会が行うので、越権行為には当たらないという認識である。

大島委員 前市長の任期中の方針変更は、越権行為ではなかったということか。前市長は、古民家について全く関与してこなかったのか。

市長公室長 情報共有はしているが、方針の決定まではしていない。

水野委員 前市長には、情報共有はしたが最終的な判断は求めなかったという認識でよいか。

くらし文化部長

何をもって最終的な判断とするかの考え方にもよるが、本市の教育振興基本計画には文化財の保護・活用について明記されており、その方針の下、生涯学習課が補助執行という形で古戦場再整備事業を進めてきた。事業の進捗状況や文化財保護審議会からの意見については逐次、教育委員会に報告をしており、教育委員会からも特段、異論をいただいているので、同じ認識のもとで事業を進めてきたと考えている。

大島委員 「古民家移築の必要性を市民に問う」との公約を掲げて現市長が就任し、具体的に検討し始めてから正式に移築中止を発表するまで、相応の期間があったはずである。文化財の活用に関して、市長の独断による方針決定は不適切であること、市長が管理執行するには条例の制定が必要なことを、なぜ市長に説明しなかったのか。市長部局の職員も、補助執行という形で事務を行っている認識がなかったのか。職員からきちんと説明されていれば、市長が越権行為を行うこともなかった。新聞にも掲載されてしまい、市長の名誉は地に落ちた。どのように市長の名誉を挽回するのか。

市長公室長 補助執行であることは承知の上で事務を遂行してきたが、条例の制定により市長が管理執行できることについては認識がなかった。市長にしっかりと説明していなかったのは事実であり、お詫びする。

くらし文化部長

法制執務に関して勉強不足であった。市長の判断について正しく指摘できなかったことは、市長部局の職員として責任を感じている。

富田委員 発言内容を撤回する事態になったことについて、先ほど市長から説明があったが、謝罪はない。市職員との十分なコミュニケーションも当然必要だが、自分の掲げた公約の実行が可能かどうかは、市長が自らきちんと精査すべきだったのではないか。

市長 古民家に関しては、担当部長だけでなく他の部長にも何度も話をしてきた。市職員とともに私も勉強不足であったことが、今回の事態を招いた要因だと思っている。

田崎委員 前市長の任期中は、古民家移築事業はまだ進行中の状態であり形になっていない。教育委員会に最終的な判断を仰ぐというプロセスを経る予定であったため、前市長は越権行為をしていないという認識でよいか。

くらし文化部長

そのとおりである。

教育のマスタープランである教育振興基本計画、それを具現化する古戦場公園再整備基本計画に従って、補助執行として事務を進めてきた。予算の執行権は市長にあるので、予算執行上必要になる事業の進捗状況などの情報については市長にも共有してきたが、事業全般の方針については教育委員会に逐次報告をしており、越権行為には当たらないと考えている。

田崎委員 市長は、「古民家移築の必要性を市民に問う」という公約そのもの

を撤回されたのか。

市長 「市民に問う」ということは、つまり自分が古民家移築についての判断をするということにつながるので、法令上権限のないことを公約として記載していたのは事実である。

委員長 公約自体を撤回するかどうかという点について答弁願う。

市長 古民家移築事業については、私が市長になる前から約10年間にわたって本市の課題とされてきており、現在もその状況は変わらないので、公約自体を撤回するものではない。

委員長 質問があるので発言の許可を願う。

副委員長 (発言許可)

なかじま委員 古民家の今後の取扱いについて教育委員会の方針が決まっていな
い中、この補正予算に計上されている古民家に関わる事業費の繰越
明許はどのようになるのか。

市長 古民家を解体し、土地を更地にして返すための費用を計上している
ので、繰越明許は必要である。

田崎委員 最終的な判断を教育委員会が行えば市長の越権行為に当たらない
のであれば、市長の「古民家移築中止」の判断の是非について教育
委員会に諮り、方針として決定されればよいことになる。市長は今
後、何を教育委員会に委ねようとしているのか。

くらし文化部長

古民家の今後の取扱いについて、寄附者の意見をしっかりと聞き
ながら方向性をまとめ、教育委員会に協議をする。古民家に関係す
る予算は令和6年度に繰り越し、古民家を解体・撤去し、土地を整
地して返すための工事は、令和6年度のできるだけ早期に行う。

文化財の保護・活用に関することは、補助執行として市長部局の
職員が検討した方向性について、専門的な審議機関である文化財保
護審議会に意見をいただき、その具申を基に、教育委員会が最終的
な判断を下すということになる。

田崎委員 条例を制定し、市長が管理執行できるようにする考えはあるか。

市長 古民家移築事業だけでなく、文化財の保護・活用に関わる全ての
職務権限を市長に移管することが適切かどうかの議論が必要になる
ので、この場ではお答えできない。十分に検討した上で、市長によ
る管理執行であるべきという合意が得られれば、条例の制定もあり
得ると考える。

古民家移築事業は約10年にわたって継続しているものであり、今

回自分が判断したことだけが越権行為で、前市長による越権行為は全くなかったのかについては、詳しく検証が必要だと考えている。

委員長 この際、暫時休憩。

＜午前 11 時 44 分休憩＞

＜午後 1 時 05 分再開＞

委員長 休憩前に引き続き、質疑を行う。
議案第 10 号に関する質問に限ることとする。

大島委員 前市長の任期から継続して補助執行という形で行ってきた古民家移築事業について、市職員からきちんとした説明が受けられなかったがために、現市長だけ越権行為を行ったというようにマスコミによって広められてしまった。前市長も、所信表明では古民家のことに触れていた。前市長も越権行為を行っていたということによいか。

くらし文化部長

予算執行については市長の権限になるので、毎年度の当初予算の編成に係る施政方針には、必要に応じて古民家に関する件も含めて議会で述べてきた経緯はある。

大島委員 議案は市長名で提出される。今回の議案第 10 号についても、市長と市長部局の職員間で調整は取れていると考えるのが当然である。越権行為による発言撤回などという事態になったことについて、誰が責任を取るのか。

委員長 越権行為の件については、先ほど市長から、検証が必要であるという答弁があったところである。

議案第 10 号の内容についての質問はあるか。

大島委員 現状、寄附を受けた古民家の取扱いが宙に浮いたままであり、土地も返せない。補助執行機関である市長部局の職員としては、今回の議案第 10 号の補正予算は、早急に古民家を解体・撤去して土地を返すために必要な予算であるだろうから、そのように議会に対してお願いをすべきではないのか。

くらし文化部長

令和 4 年度の当初予算で議会から付された附帯決議に「善意の第三者である古民家寄附者の意思を損なわないようにするため、早急に撤去、保管し、整地をすること」とあり、これを大前提として、令和 5 年度の当初予算に古民家の解体工事費を計上し、議会に認め

ていただいた。令和5年度中に解体工事を完了させることはできなくなりましたが、大前提の考えは変わっていない。令和6年度予算への繰越しについてご理解いただきたい。

にしだ委員 市長部局の職員だけが責任の追及をされているようで、疑問に思う。古民家移築の見直しについては市長自身が考えたことであり、首長としての責任は一定してあるのではないか。

市長 自分の勉強不足について、責任を感じている。

にしだ委員 古民家は解体後、どこに保管する予定か。

くらし文化部 寄附者の意見を聞きながら、教育委員会にしっかりと事情を説明して今後の方向性を定めていきたい。

ささせ委員 市長から古民家移築中止の発表があった後、市職員に市長の発言によって生じる問題はないのかと尋ねたが、弁護士にも確認したが特に問題はないという回答であった。市長による不適切な判断について、弁護士はどのような認識だったのか。

委員長 この際、暫時休憩。

<午後1時33分休憩>

<午後1時40分再開>

委員長 休憩前のささせ委員の質問に対する答弁を求める。

総務部長 弁護士に確認したのは、すでに契約が済んでいる工事の契約上の問題点である。契約書に明文化されているとおり、市と工事業者の双方で協議して解決していくことにはなるが、関係法令等に抵触するようなものではないとのことであった。市長による古民家移築中止の判断が適切かどうかという視点での確認はしていない。

質疑及び意見を終了

委員長 この際、暫時休憩。

<午後1時44分休憩>

<午後2時00分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

この際、暫時休憩。

<午後2時00分休憩>

<午後2時30分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。
この際、暫時休憩。

<午後2時30分休憩>

<午後3時00分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

討論

反対討論 なし

賛成討論

富田委員 繰越明許費に追加されている歴史民俗体験施設整備事業の費用は、令和5年度の当初予算では、部材を生かすことができる手法で、市民の手も借りつつ古民家を解体し、古戦場公園西側ゾーンへ移築するためのものであった。市長が間違った認識で、本来教育委員会が担うべき文化財保護行政の決定をしたことで、令和5年度に予定されていた解体工事の日程が遅れ、古民家の寄附者に土地を返す日も遠のいた。さらに、厳しい財政状況の中、令和6年度の補助金申請も見送ることとなった。今後は、教育委員会がどのように判断してもその決定事項に従うとともに、市長の越権行為で生じた不利益についても精査し、市民及び議会に対して情報発信、説明をすることを求め、賛成とする。

反対討論 なし

賛成討論 なし

委員長 他に討論はないか。

山田(か)委員 (発言要求)

委員長 (発言許可)

山田(か)委員 議案第10号令和5年度長久手市一般会計補正予算(第12号)に対する附帯決議案を提出する。

委員長

ただ今、山田かずひこ委員から議案第10号に対する附帯決議案が提出された。討論は他にないので終結し、採決する。

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

<附帯決議案配付>

委員長

この際、暫時休憩

<午後3時04分休憩>

<午後3時07分再開>

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

先ほど山田かずひこ委員から提出された、議案第10号に対する附帯決議案を配付したので提案者の説明を求める。

山田(か)委員 議案第10号令和5年度長久手市一般会計補正予算(第12号)第2条に規定する繰越明許費の補正のうち、9款4項歴史民俗体験施設整備事業の執行にあたっては下記の事項に留意して速やかに進めること。

- 1 古民家について、文化財保護法の趣旨と第三条の規定「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」に則り、施策を講ずること。
- 2 令和5年度長久手市一般会計予算は、令和4年度予算の附帯決議「善意の第三者である古民家寄附者の意思を損なわないようにするため、早急に撤去、保管し、整地をすること。」を踏まえ、適切に執行すること。また今後は、一般財源を大きく圧迫する事のないよう本当に必要とされるものを精査し、経費の節減に努めること。
- 3 法令に則り、今後は、文化財行政は教育委員会に託されることとなったので、古民家の移築を含めた文化財行政の執行にあたっては、教育委員会の方針(決定事項)に従うこと。

4 市民及び議会に対して、今後の古民家に関する一連の状況については、積極的な情報発信とともに説明をすること。

委員長 議案第 10 号令和 5 年度長久手市一般会計補正予算（第 12 号）に対する附帯決議案のとおり附帯決議を付すべきことに賛成の委員の挙手を求める。

挙手全員、附帯決議を付すべきと決した。

委員長 議案第 10 号については、附帯決議を付すべきと決したことを審査結果に付して議長へ報告する。

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 3 時 10 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 6 年 3 月 13 日

予算決算委員会委員長 なかじま和代